

伊勢原市生活保護面接相談員設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者からの生活相談に対する適正な助言及び指導を行い、生活保護の面接相談業務を円滑に執行するため、生活保護面接相談員(以下「面接相談員」という。)を伊勢原市福祉事務所に設置する。

(任命及び任期)

第2条 面接相談員は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士の資格のある者又は社会福祉に関する相談業務に従事したことがある者で、生活保護業務に理解と熱意を有すると認められるもののうちから、市長が任命する。

2 面接相談員の任期は、6か月以内とする。ただし、再任を妨げない。

(賃金)

第3条 面接相談員の賃金は、時間給とし、予算の範囲内で市長が定める。

(勤務日等)

第4条 面接相談員の勤務日は、原則として月曜日から金曜日まで(伊勢原市の休日を定める条例(平成元年伊勢原市条例第10号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とし、あらかじめ市長が指定した日とする。

2 面接相談員の1日の勤務時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、勤務時間中に休憩時間として、1時間を付与するものとする。

3 前2項に定めるもののほか面接相談員の勤務等に関する事項は、市長が別に定める。

(職務)

第5条 面接相談員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活困窮者等要援護者の生活保護に係る相談及び申請の指導に関すること。
- (2) 生活困窮者等要援護者の生活保護以外の制度活用に係る相談に関すること。
- (3) その他前2号に関連する事務に関すること。

(秘密の保持)

第6条 面接相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

(解任及び辞任)

第7条 市長は、面接相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該面接相談員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 勤務成績が不良であるとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、面接相談員として適性を欠くと認められるとき。

2 面接相談員は、心身の故障その他の事情により辞任しようとするときは、原則として辞任を希望する日の1か月前までに辞任願を提出し、市長の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、面接相談員について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。